

* リハビリデイサービスなでしこ八幡

指定通所介護及び北九州市予防給付型通所サービス重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社きんもくせい
- (2) 所在地 山口県山口市大内御堀 4331 番地 23
- (3) 代表者氏名 代表取締役 長沼 幸忠
- (4) 電話番号 083-941-3800
- (5)
- (6) 設立年月日 平成23年 11月11日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定通所介護事業所・平成29年3月1日指定
北九州市予防給付型通所サービス・平成29年3月1日指定

福岡県 4070601994 号
- (2) 事業の目的 在宅の要支援・要介護者に対して、各種の介護サービスを提供することによって、社会的孤立感の解消・心身機能の維持、向上に努める。
- (3) 事業所の名称 リハビリデイサービス なでしこ八幡
- (4) 事業所の所在地 福岡県北九州市八幡東区宮の町1丁目2番20号
- (5) 電話番号 093-616-6151
- (6) FAX 番号 093-652-7065
- (7) 管理者氏名 後藤 仁美
- (8) 運営方針 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的な孤立感の解消及び心身機能の維持・向上ならびに利用者の家族の身体的

及び精神的負担の軽減を図る。

(9) 開設年月 平成29年3月1日

(10) 利用定員 1日 45人

(11) 第三者の評価の実施状況 無し

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 北九州市全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～日曜日 (12月31日～1月2日は除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時00分～午後4時30分

※サービス提供時間とは、送迎に要する時間を除いた時間をいいます。

4. 職員の配置状況

リハビリデイサービス なでしこ八幡では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

【主な職員の配置状況】※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

	員数	備考
1. 管理者	1名	常勤1名：生活相談員と兼務
2. 生活相談員	2名	常勤兼務2名
3. 介護職員	13名	常勤専従3名、非常勤専従10名
4. 看護職員	4名	非常勤兼務4名
5. 機能訓練指導員	4名	非常勤兼務4名

【職種と内容】

生活相談員

...ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

介護職員

...ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

機能訓練指導員

...ご契約者の心身機能の維持・向上のための指導・介助等を行います。

看護職員 ...ご契約者の健康管理などを行います。

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険の給付対象です。ご契約者は負担割合証の負担割合に応じて料金が必要になります。

① 送迎サービス（基本単位数に含まれます。）

・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行ないます。ただし、通常の事業実施区域以外からのご利用の場合は、所定の送迎費用をご負担いただきます。

② 食費・・・居宅サービス計画において、食事の提供が予定されている方に限ります。ただし、食費は別途ご契約者負担になります。）

- ・当事業所では、調理担当者が、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮し、楽しく召し上がれるように献立を考えています。
- ・季節感のある献立作りや、食事の提供を心掛けています。

③ 入浴サービス

- ・ご契約者の身体の状況に合わせた入浴サービスを提供いたします。
- ・安全面を考慮し、段差のない設計になっております。

④ 排泄

- ・ご契約者の排泄の介助を行います。

⑤ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するために訓練を実施します。

<サービス利用料金>

※別途料金表を差し上げます。

※ご契約時にお1人お1人にご利用料金の目安をお渡しします。

※事業所によって、算定しない加算もございます。

① 通所介護サービス利用料

(令和6年 6月現在 1単位 = 10,14円)

所要時間	要介護度	基本単位	入浴介助加算 (加算Ⅰ)	介護職員等 処遇改善加算Ⅲ	合計単位	利用者負担額 (1割) (円)	利用者負担額 (2割) (円)	利用者負担額 (3割) (円)
3時間以上 4時間未満	要介護1	370	40	24	439	450	899	1348
	要介護2	423	40	27	495	507	1014	1521
	要介護3	479	40	31	555	569	1138	1707
	要介護4	533	40	34	613	628	1256	1883
	要介護5	588	40	37	672	688	1375	2063
4時間以上 5時間未満	要介護1	388	40	25	458	469	937	1406
	要介護2	444	40	29	518	531	1079	1619
	要介護3	502	40	32	580	594	1187	1780
	要介護4	560	40	35	642	657	1314	1971
	要介護5	617	40	39	703	720	1440	2160
5時間以上 6時間未満	要介護1	570	40	36	653	669	1337	2005
	要介護2	673	40	42	763	781	1562	2343
	要介護3	777	40	48	874	895	1789	2683
	要介護4	880	40	54	984	1008	2016	3024
	要介護5	984	40	60	1096	1122	2243	3365
6時間以上 7時間未満	要介護1	584	40	37	668	684	1367	2051
	要介護2	689	40	43	780	798	1596	2394
	要介護3	796	40	49	895	916	1832	2747
	要介護4	901	40	56	1007	1031	2061	3091
	要介護5	1008	40	62	1121	1148	2296	3444
7時間以上 8時間未満	要介護1	658	40	41	747	765	1529	2297
	要介護2	777	40	48	874	895	1789	2683
	要介護3	900	40	55	1006	1030	2059	3088
	要介護4	1023	40	63	1137	1164	2328	3492
	要介護5	1148	40	70	1271	1301	2602	3903

(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・・・所定単位数×8.0%

(2) 同一建物居住等減算...94単位減算

② 予防給付型通所サービス利用料 (月単位の定額制)

② 介護予防通所介護

	基本単位 (単位)	利用料金	利用者負担額 (1割) (円)	利用者負担額 (2割) (円)	利用者負担額 (3割) (円)
要支援1	1798	19509円	1951円	3902円	5853円
要支援2	3621	39292円	3930円	7859円	11788円

1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

所定単位数×8.0%

2) 同一建物居住減算

要支援 1...376 単位減算

要支援 2...752 単位減算

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

①食事の提供

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金；昼食（おやつ含む）450 円（税込）

おやつのみ 50 円(税込)

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、ご契約者に負担いただくことが適当である物にかかる費用をご負担いただきます。

(3) 利用料金のお支払い方法

ご利用月の末日締めで、計算し翌月の 15 日までに前月分の請求をいたします。請求書が届いた日から 15 日以内に、①当事業所の窓口で現金による支払いか②口座振込、または③口座引き落としでの対応をお願い致します。

③口座振込

山口銀行 防府支店

口座番号 普通 5143553

口座名義 株式会社 きんもくせい

代表取締役 長沼 幸忠

(4) サービスの提供の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の2営業日までに連絡があった場合	無料
利用予定日の1営業日までに連絡があった場合	利用者負担額の50%
利用予定日の1営業日までに連絡がなかった場合	利用者負担額の80%
利用予定当日に連絡がなかった場合	利用者負担額の100%

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況（定員超過等）により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 後藤 仁美

TEL：093-616-6151

○受付時間 毎週月曜日～土曜日

8：30～17：30

(2) 苦情処理体制・手順

・苦情処理台帳に記載 →・苦情処理方法の記載、管理者決裁 →・関係者との連携 →・改善について
利用者に確認 →・苦情処理の成果等台帳記載

(3) 外部苦情申し立て機関

八幡東区役所保健福祉課（介護保険担当）	093-671-0801
小倉北区役所保健福祉課（介護保険担当）	093-582-3433
小倉南区役所保健福祉課（介護保険担当）	093-951-4111
戸畑区役所保健福祉課（介護保険担当）	093-871-1501
八幡西区役所保健福祉課（介護保険担当）	093-642-1441
門司区役所保健福祉課（介護保険担当）	093-331-1881
若松区役所保健福祉課（介護保険担当）	093-761-5321
福岡県国民健康保険団体連合会介護保険相談窓口	092-642-7859

7. 事故発生時および緊急時の対応について

利用者に対する通所介護及び介護予防通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をとります。また、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

加入損害賠償保険先：東京海上日動

8. 非常災害発生時の対応および防災設備について

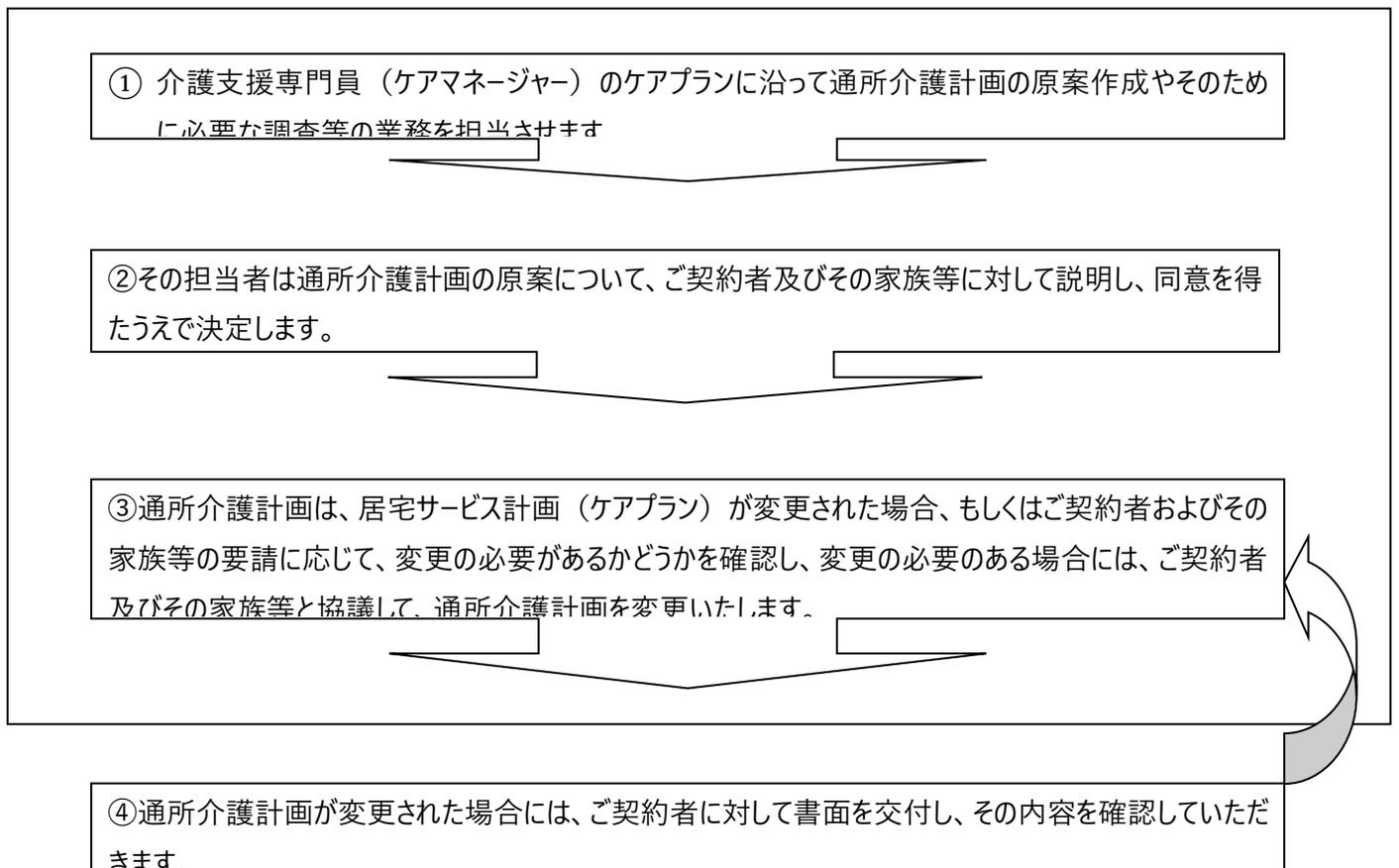
非常災害が発生した場合は、従業者が利用者の避難・誘導など適切な処置を講じます。

また、管理者は消火器などの防災設備を日常的に確認し、具体的な対処方法・避難経路及び協力機関との連携方法を確認して、災害発生時には適切な対応をします。

9. 個人情報の取扱いについて

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
---------------------------------	---

ン) 」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



（２）ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

② 要介護認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者等必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い

③ 要介護認定を受けていない場合

② 要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 通所介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）



要支援・要介護と認定された場合



自立と認定された場合



- 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等

- 契約は終了します。
- 既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。



居宅サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された居宅サービス計画に沿って、通所介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払い

3. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取・確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス提供者または従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関などにご契約者の心身などの情報を提供いたします。このような場合に備えて契約時に個人情報保護法に基づき、双方で覚え書を締結いたします。
また、ご契約者との契約の終了時に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。
- ⑥ 事業者は、毎年決算時に事業所の財務状況をまとめ、次年度の事業計画の立案を行います。同時に開示資

4. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、または重大な不注意により施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うこと

はできません。

(2) 喫煙

原則として施設内での喫煙は禁止とします。ただし、契約時に双方合意があれば、事業所が指定した喫煙場所のみ喫煙できます。それ以外のスペースでの喫煙はできません。

5. 損害賠償について

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その賠償の発生について、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当を認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の1か月前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① ご契約者が死亡した場合② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が「自立」と判定された場合③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ <u>ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下（1）のとおり）</u> |
|--|

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用計画を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑦ <u>他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合または傷つける恐れがある場合において、事</u> |
|--|

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

指定通所介護サービス又は予防給付型通所介護サービスの提供にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

《事業者》

事業者名 株式会社 きんもくせい

所在地 山口県山口市大内御堀 4331 番地 2 3
代表取締役 長沼 幸忠 印

《事業所》

事業所名 リハビリデイサービス なでしこ八幡
所在地 福岡県北九州市八幡東区宮の町一丁目 2 - 2 0

《説明者》

職名 管理者 氏名 後藤 仁美 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービス又は介護予防通所介護サービスの提供開始に同意しました。

《利用者》

住所
氏名 印

《利用者代理人（選任した場合）》

住所
氏名 印